

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	私立高等学校等就学支援金支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県知事は、私立高等学校等就学支援金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、静岡県個人情報保護条例の定めに従い、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年12月26日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校等就学支援金支給事務
②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、保護者等の税額情報等に応じて私立高等学校等に在学する生徒に対し、就学支援金を支給する事務 ・私立高等学校等就学支援金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条第1項第1号ハ、同条第2号ハ 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部こども若者局私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部こども若者局私学振興課(054-221-2065)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部こども若者局私学振興課(054-221-2065)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目**1. 対象人数**

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月22日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月22日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果**しきい値判断結果****基礎項目評価の実施が義務付けられる**

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー取得の際は、住基ネット照会で取得するのではなく、申請者からマイナンバーの記載された書類(個人番号カード写し等)を提出させ、マイナンバーの真正性を確認している。 また、個人番号が記載された申請書等の保管については複数人で行っている。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
<h2>10. 従業者に対する教育・啓発</h2>	
従業者に対する教育・啓発	<p><選択肢></p> <p>[十分に行っている]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<h2>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</h2>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p><選択肢></p> <p>[十分である]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>【業務担当課における措置】</p> <p>・番号法の規程に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>【就学支援金事務処理システムにおける措置】</p> <p>・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを、電子媒体を利用したファイル連携により登録する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法の規程に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <p>・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみにアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。</p>

变更箇所